

審 0907-M0045 号

2009 年 7 月 19 日

関係各位

(財) 日本サッカー協会審判委員会
委員長 松崎 康弘

フットサルにおけるテクニカルエリアの使用について

現在のところ、2009 年フットサル競技規則改正について、国際サッカー連盟から回状が発信されていない。一方サッカーについては、2009 年 6 月 19 日付け「日サ協第 090193 号」をもって通達されたように、幾つかの改正が行われている。

これらの改正のうち、テクニカルエリアの使用方法については、サッカーやフットサルの競技規則の精神に鑑み、フットサルにも適用することが適当であると考えられることから、(財) 日本サッカー協会傘下のフットサルの試合においては、下記のとおり適用する。

記

1. 適用内容

第 3 条 決定 4 (テクニカルエリア) には、「その都度ただ 1 人の役員のみが戦術的指示を伝えることができる。指示を与えたのち、所定の位置に戻らなければならない。」とあるが、サッカー競技におけるテクニカルエリアの使用方法の考えを準用し、次のとおりとする。

- その都度ただ 1 人の役員のみがテクニカルエリアから戦術的指示を伝えることができる。
- トレーナーや医師が競技者の負傷の程度を判断するため主審または第 2 審判からピッチに入る承認を得た場合などの特別な状況を除いて、監督およびその他のチーム役員は、エリア内にとどまっていなければならない。
- 監督およびその他テクニカルエリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。

これにより、監督などが責任ある態度で行動する限り、戦術的指示を行った後であっても、1 人はテクニカルエリア内にとどまり、ベンチの所定の位置に戻る必要はないとする。

2. 適用日

2009 年 8 月 1 日

(サッカー) 2009 年競技規則の改正について (抄)

4. テクニカルエリア

現在の文章

- その都度ただ1人の役員のみが戦術的指示を伝えることができる。指示を与えたのち、所定の位置に戻らなければならない。
- トレーナーや医師が競技者の負傷の程度を判断するため主審からフィールドに入る承認を得た場合などの特別な状況を除いて、監督およびその他のチーム役員は、エリア内にとどまっていなければならない。
- 監督およびその他テクニカルエリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。

新しい文章

- その都度ただ1人の役員のみがテクニカルエリアから戦術的指示を伝えることができる。
- トレーナーや医師が競技者の負傷の程度を判断するため主審からフィールドに入る承認を得た場合などの特別な状況を除いて、監督およびその他のチーム役員は、エリア内にとどまっていなければならない。
- 監督およびその他テクニカルエリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。

<日本協会の解説>

第4の審判員とテクニカルエリア内にいる監督あるいは他のチーム関係者との無用な対立を避けるため、監督などが責任ある態度で行動する限り、戦術的指示を行った後であっても1人はテクニカルエリア内にとどまり、ベンチの所定の位置に戻る必要なしとしたものである。

もっとも、監督およびその他エリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。監督以外の者は、常にベンチや椅子に着席していなければならない。

なお、Jリーグでは、通訳の同伴が認められている。

* (サッカー) 2009 年競技規則の改正について : 2009/6/19「日サ協第 090193 号」参照